

# 近世・播州加古郡新野辺村の住吉頭について

羽 田 真 也

はじめに

筆者は、播州加古郡の播磨灘沿岸部における近世の地域社会構造の解明を目指し、現在はその一過程として新野辺村という村の分析に取り組んでいる。その際、分析視角として前提にあるのは、近年の近世史を中心とした地域論の進展<sup>(1)</sup>、とりわけ町田哲氏による泉州の村社会についての研究とそこから導き出された村落の「個性性」<sup>(2)</sup>的把握という視角である。それは、簡潔に言えば、「近世村落を構成する諸要素それぞれは、日本近世の村落ないしは畿内の近世村落において共通するもの(普遍的)である<sup>(3)</sup>」<sup>(3)</sup>との見地にたち、個々の村に即して、自然条件や集落・耕地・村役人・家・座・講などといった諸要素の

実態の解明とそれらの絡み合い・関係の解析を通して、村社会を構造的に把握することを要請するものである。ひとつには、地域を民衆の生活レベルから社会構造としてトータルに把握することが可能となる点において、ふたつには、個々の村や地域が有する固有性に絶対的な価値を見出そうする点において、大きな意味をもつものと考えている。

こうした点を念頭に置きながら新野辺村の社会構造分析を進めているが、いまだその全体像を把握するには至っていない。それどころか村社会を構成する個々の要素についても十分に明らかにできていない。そこで本稿では、近世の新野辺村においてその共同性の核となつていたと考えられる、村内の住吉大明神社(以下、住吉社と記す)で行われていた祭祀<sup>とら</sup>Ⅱ頭(以下、住吉頭と記す)を取

り上げ、第一にその概要を把握すること、第二にそのうえで今後検討すべき論点を抽出することを課題としたい。いわば本稿は課題発見的な性格のものであることをあらかじめ断っておきたい。<sup>(4)</sup>

なお、播州や当該地域における頭といった村落祭祀については、これまで民俗学からの調査・研究が進められてきている。<sup>(5)</sup> 本稿では、その成果を参照しつつも、右の課題にしたがい、近世の新野辺村に即して、かつ住吉頭を村社会の一要素として捉え、他の要素と関係付けて把握しようとする視角をもって検討を進めたい。

新野辺村は姫路藩領に属し、寛延三年（一七五〇）当時で、村高九六一石余、家数二二七軒、人口一〇七五人であつた。<sup>(6)</sup> また、集落は一ヶ所にまとまつており、その東側に住吉社があつた。<sup>(7)</sup> 庄屋は、天明五年（一七八五）までは梅谷家（四郎三郎、三右衛門などを名乗る）、それ以降安政元年（一八五四）までは大歳家（吉左衛門、藤七郎などを名乗る）が代々勤めた。

一、文政一一年の願書をめぐって

文政一一年（一八二八）の願書

文政一一年二月、新野辺村の村役人（庄屋・組頭）は次の願書を藩の宗門奉行所へ差し出した。<sup>(8)</sup>

差上申願書之事

高砂組新野辺村

一、(i) 当村中持住吉大明神御頭と号、正月三日・八月十三日壺ヶ年二両度宛、毎年氏子之内江庄屋所必差紙二而頭人順番二差付為相勤申候、右氏子之内別家仕候者へ、新頭と申、正月三日頭為相勤申二付、十一月朔日精進入二氏子之者へ醴酒振舞、則当日朝七ツ時水かうり取、明神へ社参仕初、正月三日迄毎朝同様二社参仕候、尤八月者古頭と申、八月朔日より十三日迄右同様二相勤候、右奉申上候通、三日・十三日両夜八ツ時氏子人々江案内仕候へ者、早朝一統明神拜殿へ着座仕、頭式相勤、頭人奉幣仕式相勤、惣氏子中へ一飯振舞仕来申処、(ii) (a) 享保年中飢饉難渋之趣ヲ以相談之上、一飯之振舞無用仕、赤飯付出致酒振舞頭式為相済、入箇相減申二付、追々氏子相増、只今二而八百五六拾軒ニも罷成申候、(b) 尤氏子之者共、村方ニ而者頭座と申、隠居仕候而者右振舞頭式之品々送

り申候得共、頭株無之者へ者、身元宜者二而も、好身・隣家たり共、御酒二而も振舞不申、則村方二而者脇座之者と申、村相談ニ立合不申、則頭座者共相続人無之、無拋脇座を養子仕候へ者、足洗と申、銀壺数村役人振舞仕候古法二而、頭座之者追々弥増、(c) 右躰檢約仕候而も、入箇相増、貧窮之者共難渋之趣ニ付、享和三亥年・文政八酉年一統相談之上、成丈檢約仕候、何分多人数二而、間廻之家二而者難相勤、其上頭人居宅明神を遠方二而者、拝殿へ品々物送り多人数相掛り、諸費多出来、殊二雨天之節者、甚難渋仕候ニ付、(iii) 社地内ニ横式間・長六間之調納屋借建仕、中老拾五人之者右場所へ罷出、入用之品々請取、頭人ニ為構不申、頭式為相勤候得者、入箇も相減、益弁利宜、一統難有奉存候、借建之儀二候へ者、万一御差障り成節者、何時二而も取計可申候間、何卒 御慈悲之上右願之通被為 仰付被下置候ハ、難有可奉存候、以上

文政十一年

高砂組新野辺村組頭

同 休右衛門  
新九郎

二月

庄屋  
大歳治部右衛門

宗門  
御奉行所

(i) (iii) と (a) (c) は筆者が便宜的に付した

これは、(iii) にあるように、住吉頭の費用を削減するために、住吉社地内に調納屋を仮建てすることを願ったものであり、(i) (ii) では出願に至る経緯が記されている。調納屋設置の必要性を示すという文脈の中ではあるが、この当時の村役人あるいは村の住吉頭に対する認識が端的に示されている。本節では、この願書を他の史料で補足しながら検討していくことにしたい。

### 住吉頭の祭祀

(i) では住吉頭の祭祀のあり方が次のように記されている。

- ・頭は年に二度、正月三日と八月一三日に行われる。
- ・庄屋が住吉社の氏子の中から頭人を順番に指名する。
- ・氏子のうち別家した者（別家して初めて頭人を勤める者）には、新頭と呼ぶ正月三日の頭の頭人を勤めさせる。
- 一方で八月一三日の頭は古頭と呼ぶ。

・正月三日の頭は一二月一日に、八月一三日の頭は八月一日に精進入となり、頭人は氏子へあまさけ醴酒を振る舞い、さらに水垢離をとって住吉社へ社参する。その後、正月三日、八月一三日まで毎朝社参を行う。

・正月三日と八月一三日の夜八ツ時に氏子へ案内を行い、早朝に氏子一統が住吉社の拝殿に着座し、頭人が奉幣を行って頭式を勤める。

・享保期（一七一六～三六）までは、頭式の際に頭人が惣氏子中へ「一飯」を振る舞っていた。

こうした住吉頭は、総じて小経営に基づく家や村の安泰と永続を願い、共同性の保持と強化を目指すものであったといえようが、(i)からは、その特徴として、①住吉社を場とし、その氏子を担い手とするように、住吉社と一体的であった点、②中核にある正月三日と八月三日の頭式が、庄屋の指名で氏子が順番に頭人として神主役を勤めることにより成り立っていた点、③頭式には、精進入の際の醴酒、頭式の際の「一飯」といった振舞が伴っていた点が指摘できる。

## 住吉頭の性格と展開

(ii)では享保期以降の住吉頭の動向が記されている。まず(a)では、享保期の「飢饉難渋」によって「一飯」の振舞をとりやめ、赤飯と酒だけを振る舞って頭式を済ませるようにしたところ、頭人の「入箇」が減ってしだいに氏子が増加し、現在では一五〇〇六〇軒にもなっているとある。

ここからまず注目されるのは、新野辺村に居住する家のすべてが住吉社の氏子というわけではないことである。表1は文政八年（一八二五）当時の所持高構成と住吉社の氏子（頭座）についてまとめたものであるが、総軒数二四〇軒ほどのうち氏子は一六九軒である。享保期以降に氏子が増加したというのだから、元文二年（一七三七）當時では総軒数二二六軒<sup>(9)</sup>のうち氏子は半分ほどだったのではなからうか。

このような住吉社や住吉頭の性格を考えるうえで、明治期の覚書<sup>(10)</sup>に記載された草創伝承が興味深い。そこには、一六世紀末の洪水後に土砂がたまって砂山となり草・茨が生い茂った地所に、蝮や蛇が多く出て諸人へ害をなしたため、万治期（一六五八～六一）に、その場所に一社を設け、「阿威ノ宮」の住吉大神を勧請したこと、これによ

表1 文政8年の所持高構成と住吉社の氏子(頭座)

所持高(本田畑)	軒数(氏子数)	備考
120～	1(1)	梅谷三右衛門 128 石余
40～50	1(1)	大歳吉左衛門 48 石余
20～30	6(6)	
13～20	4(4)	
7～13	19(16)	
3～7	64(46)	
1～3	26(19)	
1 未満	55(28)	
無高	63(32)	
合計	239(169)	

注1、「諸入用割帳」[大歳・108-11]、「住吉大明神御頭俵約規定書」[大歳・359-2]より作成。

- 2、軒数には村内の寺社や他村からの出作分は含めていない。
- 3、各家の所持高は「諸入用割帳」に記された村入用の高掛(高割)銀額から算出したが、本田畑(927石余)に対して賦課されるため、所持高に新田畑(39石余)分は含まれていない。また、本田畑に土地をもたず、棟掛(棟割)も免除されている家もあったと考えられるが、それはこの表にあらわれていないので、総軒数はもう少し多くなる。
- 4、氏子の合計数は「住吉明神御頭俵約規定書」の連名者を数えたものであるが、ここに出てくる名前を「諸入用割帳」で確認できない場合があるため、所持高ごとの氏子数を足しても169人にはなっていない。

り蝮が消え失せたため信心が増し、「神仰之輩」が毎年正月三日と八月一三日に「御頭」を勤めるようになったこと、勸請の使者が南新左衛門・山口甚左衛門・北ノ仁右衛門の三人であったことにより、頭座(氏子)を三つに分け、新左衛門の「朋友」を南番、甚左衛門の「朋友」を中番、仁右衛門の「朋友」を北番とし、番ごとに中老が決められたことなどが記されている。この伝承をその

まま受け取るわけにはいかないが、毎年の頭人の名前を記した「住吉大明神御頭帳」(以下、「御頭帳」と記す)の記載が一七世紀後半から始まっていると考えられる点を踏まえれば、住吉社と住吉頭が一七世紀後半に確立した可能性は高いといえよう。であるならば、先の一八世紀前半の氏子の状況も勘案すると、住吉社の勸請と住吉頭の創始は村内の特定の家のまとまり(新左衛門・甚左衛門・仁右衛門を中心としたまとまり)によってなされたのであり、本来的に新野辺村全体を包摂するような性格のものではなかったということになる。なお、三つの番や中老という存在にも注意しておきたい。

(a) からもうひとつ注目されるのは、振舞に関わる頭人の負担削減が氏子の増加に結びつくとされていることである。これに従えば、表1からは文政八年当時はいずれの階層においても過半が氏子であったことがわかるが、三石未満や無高といった小高持・無高層の多くは享保期以降に加入したものと想定される。

(ii) の (b) は、(a) を前提としながら、住吉頭をめぐる秩序を示し、そのうえで改めて氏子が増えていく様子を述べる形となっている。

(b)の前半には、氏子を村では「頭座」と呼び、頭座の隠居へは「振舞頭式之品々」を送るが、「頭株」を持たない者へは御酒も振る舞わない。村では彼らを「脇座」と呼び、村の相談にも立ち合わないとある。住吉社の氏子<sup>(13)</sup>||頭座||「頭株」所有者と、それ以外||脇座||「頭株」非所有者との差違が強調されているが、ここからは次の点を指摘しておきたい。

第一に、隠居の頭座に対しては「振舞頭式之品々」を送るとあるように、彼らが住吉社での頭式に参加していないことである。住吉頭は、男子個人ではなく、家を参加単位とし、直接的には頭座の家の当主によって担われていたのである。<sup>(14)</sup>

第二に、脇座は村の寄合にも立ち合わないとされていることである。「御頭帳」の寛政一二年(一八〇〇)のところには、「当申年麦作出来方随分宜処、出穂之節ぐさはいと申虫付、麦作半毛ニも行兼、猶又植付後天氣不順ニ而、稲作出来方悪、其上虫付、甚早稲無数候ニ付、村方相談之上、御見分御願申上候」と記されているが、わざわざ「御頭帳」に記載されていることからみて、「村方相談」とは頭座による相談ということになろう。このよう

に頭座であることと村運営に参加する権利とが直結していたのである。

(b)の後半では、右の頭座と脇座の区別を踏まえながら、頭座が増加する様子が再び述べられているが、この理解が難しい。直訳すれば、「頭座に相続人が無く、脇座から養子をとった場合は、足洗と言って、銀を村役人へ振る舞う古法があり」、これにより「頭座がしだいに増加した」ということになるが、頭座が相続人を得るために脇座から養子をとることが、なぜ頭座の増加に結びつくのかが十分に理解できないのである。

この点について「御頭帳」から若干の手がかりを得ておきたい。文化三年の頭人九太夫の名前の横には次のような記述がある。

此九太夫別家八太夫、母は九太夫子ニ而別条無之候  
へ共、八太夫ハ当村角兵衛之子ニ而脇座故、頭座へ  
出し不申、然共年々相願申ニ付、八太夫九太夫之養  
子ニ致、座へ出し、九太夫文化十三子ノ正月三日新  
頭致罷出申ニ付(下略)

これによれば、当初八太夫は、頭座である母方の祖父九太夫の別家として頭座への加入を願ったようであるが、

角兵衛の子で脇座であったため（おそらく庄屋や頭座に）

認めてもらえなかった。このことから逆に、頭座の直系男子の別家ならば頭座への加入が可能であったことがうかがえる。先述の正月三日の新頭を勤める別家というのは、こうした家を主に指しているであろう。

こうして八太夫は、九太夫の養子となつて、<sup>(15)</sup>九太夫家を継ぐ形で頭座に加わり、一方で九太夫は八太夫の別家となつて、文化一三年正月に新頭を勤めた。すなわち八太夫は擬制的に九太夫の養子となることで頭座への加入を果たしたのであるが、<sup>(16)</sup>(b)の後半の記述はこのような事態を表現しているのではなからうか。<sup>(16)</sup>あるいは頭座に相続人がいない場合に行われていた古法が、拡利用されるようになっていたのかもしれない。いずれにしても、享保期以降の頭座の増加は、所持高の側面では先述の小高持・無高層の加入という特徴を、家の側面では擬制的に頭座の養子となることによる脇座の加入という特徴を有するものであったと想定される。

### 一九世紀前半の住吉頭

続く(ii)の(c)には、頭座の増加により、再び頭

人の「入箇」が増え、「貧窮之者共」が難渋することになり、享和三年（一八〇三）と文政八年（一八二五）に儉約を行ったこと、それでも頭座が多人数で「間廻之家」（「貧窮之者共」と同義か）では頭人を勤めがたく、さらに頭人の居宅が住吉社から離れている場合、拝殿へ品々を送るのに多人数が必要で負担も多く、とくに雨天時には難渋していることが記されている。こうして<sup>(17)</sup>(iii)で、「中老」一五人が住吉社で「入用之品々」を用意するようにすることによって頭人の負担を減らすために、中老が詰める調納屋の仮建を願っているのである。ここからは、一九世紀前半の住吉頭では、頭座の増加によって頭人の負担の問題が再び浮上し、度々儉約が図られていたことがわかる。また、一五人の中老が頭式に関わっていたこともうかがえる。

#### 小括―住吉頭をめぐる論点―

本節で述べてきたことを整理しながら、これから検討すべき論点を確認しておきたい。

#### ①住吉頭性格・秩序とその変容

(ア)住吉頭は、住吉社を場とし、頭座（氏子）を担い

手とするなど、住吉社と一体的なものであった。こうした住吉社や住吉頭は一七世紀後半に確立したと考えられるが、当初頭座は新野辺村の家の半分ほどであったと想定される。頭座となった家は、草創伝承に従えば、勸請の使者たる南新左衛門・山口甚左衛門・北ノ新左衛門を中心とした特定の家のまとまりということになるが、その性格をつかむことが、住吉頭の本来的な性格を理解するためには必要である。

(イ) 住吉頭の中核には正月三日と八月一三日の頭式があったが、それは頭座の家の当主が参加し、彼らが庄屋の指名により順番に頭人として神主役を勤めることで成り立っていた。こうした住吉頭内部の秩序の把握が(ア)とも関わって求められる。その際着目すべきは、頭式に関わる中老と、草創伝承において中老の存立基盤とされる番である。中老と番の住吉頭における位置付けおよび存在形態を明らかにする必要がある。

(ウ) 住吉頭の変容という点で注目されるのは、享保期の振舞の簡素化を画期として頭座が増加していった

ことである。それは、頭座の直系男子の別家は加入が可能である点をベースにしながら、小高持・無高層の加入、擬制的に頭座の養子となる形での脇座の加入という特徴をもつものであったと想定されるが、実態的に検証していく必要がある。

(エ) 住吉頭の変容という点に関わっては、頭人の経済的負担が問題となり、儉約が繰り返されていることも注目される。背景には頭式に伴う振舞の問題があったと考えられるが、こうした住吉頭が抱える矛盾のあり様とその影響にも留意する必要がある。

## ② 住吉頭と村運営

住吉頭の頭座であることは村運営に参加する権利と直結していた。であるならば、①を通して明らかになる住吉頭の性格や秩序が村運営にどのように反映されていくのか、あるいは村運営から除外される脇座との関係はどうかなどについて検討し、村の社会秩序の全体把握に迫っていく必要がある。

以上の論点のうち、次節では①の(イ)と(エ)について、一八世紀末と一九世紀前半における住吉頭の実態の検討を通して理解を深めていくことにしたい。

二、住吉頭の秩序と変容をめぐって

頭座と頭人

最初に頭座と頭人の関係をみたい。図は「御頭帳」から伝七郎家とその別家（新家、新宅）を抜き出し、頭人を勤めた時期をわかる限りでまとめたものである。<sup>(18)</sup>ここから次の点を指摘しておきたい。

第一に、伝七郎家と

源助家が明治八年に、源六家が宝暦四年に、次右衛門家が文政一年に「上頭」というものを勤めていることである。上頭は後述するように、基本的には住吉社や住吉頭の存立・維持に関わる費用を必要にに応じて負担することであり、これにより正月三日・八月一三日

図 伝七郎家とその別家が頭人を勤めた時期

伝七郎家	明和2(1765)・8・13→文化12(1815)・8・13→明治8(1875)・8「上頭」
源六家 (伝七郎新家)	宝暦4(1754)・閏2「上頭」→寛政12(1800)・8・13→慶応3(1863)・8・13
次兵衛家 (伝七郎新宅)	寛政13(1801)・正・3→慶応4(1864)・正・3
源助家 (源六別家)	文政10(1827)・正・3→明治8(1875)・8「上頭」
次右衛門 (次兵衛新家)	文政11(1828)「上頭」→明治10(1877)・8・13

注、「御頭帳」より作成。

の頭式の頭人を勤める代わりとなる。住吉頭は、実際には頭式と上頭を頭座が順番に勤めることで成り立っていたのである。

第二に、上頭も含めると、伝七郎家が明和二年、文化一二年、明治八年、源六家が宝暦四年、寛政一二年、慶応三年というように、頭人は数十年に一度廻ってくるものであったことである。また、頭座の増加に伴い間隔が徐々に開きつつあったこともうかがえる。

第三に、次兵衛家と源助家は一八世紀末〜一九世紀前半頃に別家し、新たに頭座に加わったと考えられるが、いずれも最初に正月三日の頭式の頭人を勤めていることである。「御頭帳」によれば、他の別家も同様であり、かつそれを「新頭」と記している場合もあり、先の文政一年の願書の記述と照応する。<sup>(19)</sup>なお、次右衛門家は最初の上頭を勤めているが、これは新頭の代わりということであろう。

以下では、第一の点を踏まえ、頭式と上頭とにわけてみていくことにしたい。

享和三年「住吉大明神御頭儉約規定書」

まず頭式について、享和三年（一八〇三）の「住吉大明神御頭儉約規定書」<sup>(20)</sup>（写し）から検討しよう。

儉約規定書は、(i) 御頭修仕式（頭式）における膳の規定、(ii) 頭家（頭人の家）が用意するものの規定、(iii) 「中老差図之事」の三つで構成されている。

このうち (i) は二ヶ条からなる。一条目は「神前御膳」についての規定である。赤飯・餅・塩鯛二掛・塩鯿二掛・散米・開豆・御神酒（清酒と醴酒）を供えること、正月には栗石を入れた苞つとをくくりつけた「年乃松」を四本供えることを定めている。二条目は「頭人修仕本膳」（頭人の膳）についての規定である。その献立を、御供（切餅一つ、にぎり赤飯一つ）、赤飯二合（「つき出し」<sup>(21)</sup>にして一つ）、土器かわらけ三つ（開豆一つ、なます一つ、豆腐・大根・醴の粕一つ）、御酒とすること、神前に供えた鯿四尾を「四天之衆」に据えること、正月には「年乃松」の画を一枚添えることを定めている。

なお、ここには頭人以外の頭座の膳についての規定がない。一方で明治期の写し<sup>(22)</sup>には、「頭座中修仕本膳」を御供（切餅一つ）、赤飯三合（「丸突出」で一つ）、にぎり赤飯一つ、御酒とすること、正月には「年乃松」の画を一

枚ずつ添えることとあるが、これには後述の文政八年の儉約規定書との混同があるようである。よって頭座の膳に関する条文の有無は確認できない<sup>(23)</sup>。

続く (ii) では、頭家が用意するものとして、①餅白米四斗、②同八升、③酒（清酒か）二斗五升、④醴酒四升を挙げ、「右之通用意仕候ハ、中老方江可申出候、中老衆罷出相改、請取可申事」と定めている。また、①は「頭人・本客壺人前赤飯式合つつつき出しニ致ス、并にぎり御供共」、つまり頭人と本客（頭座）へ二合ずつ「つき出し」にして出す赤飯と、神前に供えた後に頭人・頭座へ「にぎり」として出す赤飯に用いる餅米、②は「御供餅、頭人数ニ切合候也」、つまり神前に供えた後で頭人・頭座へ切り分ける餅にする米、③は「拝殿ニ御神酒送り、膳ハ壺人前壺合ツツ遣ス」、つまり拝殿に供える神酒や頭人・頭座の膳に出す酒、④は「神前御神酒并頭渡之節入用」、つまり神酒や「頭渡」（頭人の引き継ぎか）の際に用いる醴酒というように、それぞれの用途も示されている。頭渡の醴酒を除くと、いずれも (i) の頭式に際する膳に用いられるものであり、それらは頭人が用意し、中老へ引き渡されたことがわかる。なお、このように (i)

と(ii)が関連していることから考えれば、(i)に頭人以外の頭座の膳についての規定がなかったとしても、(ii)によって実質的に拘束されることになったと思われる。

一方、(iii)「中老差図之事」は六ヶ条からなる。一条目では頭家での禁酒、二条目では「拵人」は「番切」に寄り合うこと(後述)、三条目では頭家における頭式以外の客(への饗応)の禁止を定めている。

四条目は、頭式当日と前日の拵人への賄いについての規定である。前日の昼飯と式日の朝飯以外の賄いを禁止し、昼賄いの献立(香の物、豆腐の汁、御飯)と朝賄いの献立(塩鰯の焼き物、煮干しの鰯と菜大根の汁、御飯、香の物)を定めている。また、式日の夜中に拝殿へ出た「衆中」へ汁かけ飯を振る舞うともある。

五条目は、頭式前後の振舞についての規定である。①頭が済んだ際の「壺底」と呼ぶ頭座中への酒振舞の禁止<sup>(24)</sup>、②拵人へ酒を出すことの禁止を定めている。また、③「頭請取」(「頭渡」と同じく頭人の引き継ぎか、ただし両者の関係は未詳)と「精進入」の二度は惣頭座中へ「御酒之案内」を行うとし、「頭請取」の際には醴酒を「末椀」で一献、

清酒を「同椀」で二献、肴として煮干しの鰯を振る舞うこと、「精進入」の際には醴酒を「末椀」で三献振る舞う<sup>(25)</sup>ことを定めている。加えて、精進入の際に「相頭人」(正月ならば八月の頭人、八月ならば正月の頭人を指すか)と「好身」(親類)へ振舞(食事の振舞か)を行うこと、村役人へ赤飯や醴酒などを送ることを禁止している。

六条目には、「頭田ニ出来候藁ヲ不残田地へ入、割田致末之頭人江年々相渡可申事」とある。「頭田」にできた藁を村内の田地へ配分することに関する条文のようであるが、十分に意味がとれない。ここでは住吉頭として所持する頭田があったことだけを確認しておきたい。

(i) (iii)を踏まえ、末尾には「右之趣享和三亥年頭座中相談之上、儉約規定書記連判仕置候、後々ニ迄右定之通規定書ヲ以中老立合心得違無之様取計可被申候」と記している。連判部分は「頭人衆中 南之番、中之番、北之番」と略記されている。

#### 振舞・賄い・酒宴の儉約

以上の「住吉大明神御頭儉約規定書」の内容から次の二点に注目しておきたい。

ひとつは儉約の背景についてである。この儉約規定書からは当時頭式に付属して振舞などが多様に行われていたことがうかがえる。頭式当日の膳の振舞だけでなく、精進入や頭渡・頭請取の際にも振舞が行われていた。また頭の直後には壺底と呼ばれる酒振舞があった。さらに拵人（餅米・酒などを頭家から住吉社へ運んだり、住吉社で準備を行う者か）へは賄いが出され、そこに酒がつくこともあったようである。頭家では酒宴も繰り替えされていたようである。こうした振舞・賄い・酒宴で用いられる酒などは、(ii)の中老へ引き渡されるものに限らず、すべて頭人が用意することになっていたと考えられるが、それが頭座の増加とも相俟って、頭人へ過重な経済的負担を強いるようになっていたのではなからうか。先の文政一一年の願書にある「入箇相増、貧窮之者共難渋」という記述はこうした状況を示し、振舞などの簡素化や禁止によってそれを改善しようとするところにこの儉約規定書の主眼があったと考えられる。

ただし頭田の存在には注意がいる。例えば「御頭帳」の安永五年（一七七六）正月三日の頭人伝吉の名前の横には、「西頭田大不作仕候得共、伝吉も不願出候得共、身上

不如意之伝吉義故、村役人心付（中略）頭人老升つつ致合力頭式相勤申候」との記述がある。頭田の不作により、村役人の取り計らいで頭座が合力を行って伝吉の頭式が勤められたのであり、頭式における頭人の負担は通常頭田からの収益によって充当されるものであったことがうかがえる。<sup>(26)</sup>これを踏まえれば、諸々の振舞・賄い・饗応の費用が増大し、頭田の収益ではまったく賄いきれず、頭人に多大な負担を強いるようになったことが、儉約を要請したということになる。

文政八年にも再び儉約規定書<sup>(27)</sup>が作られている。その内容は、(i)の三条目に「頭人中修仕本膳」の規定がある以外は、享和三年のものと同様である。ただし、(i)の「頭人修仕本膳」の赤飯二合とあったところは三合に、<sup>(28)</sup>(ii)の①餅白米四斗とあったところは六斗に書き替えられている。ここからは享和三年の儉約が守られなくなっている状況がうかがえる。多様な振舞などは、頭人に負担を強いる一方で、頭式に付属するものとして容易に払拭できるものではなかったことを示している。なお、享和三年の規定書の(iii)五条目の最後、つまり精進入の際に相頭人や好身へ振舞を行うことや村役人へ赤

飯や醴酒を送ることを禁じた部分は削除されている。享和三年以降行われなくなったのである。<sup>(29)</sup>

また文政一一年の調納屋設置の出願は、儉約規定書の内容も勘案すると、頭人が用意した餅白米や酒などを拵人が住吉社へ運び、中老へ引き渡していたのをとりやめて、中老が直接餅白米や酒を用意することにより、拵人への賄いといった頭人の負担の軽減をはかることを意図したものであったと想定される。

### 番と中老

さて、享和三年の儉約規定書から注目されるもうひとつの点は番と中老のあり方である。

番については、連判者が「頭人衆中 南之番、中之番、北之番」と略記されていることから、三つの番が頭座の基礎的なまとまりとなっていたことが知られる。ちなみに嘉永四年（一八五二）の「住吉御頭坐中名前帳写」<sup>(30)</sup>には、中番七〇人、南番五〇人、北番七四人の名前が記されている。また、(iii)の二条目には次のようにある。

#### 一、拵人番切ニ寄合可申事

尤外番江拵ニ罷出申間敷候、併好身・隣家者

格別之事ニ候得者、勝手次第第二可仕事、万一  
数すくなく拵差滞候躰之時節者、中老差図ニ  
而、外番呼寄無滞修仕相勤させ可申事

これはおそらく、むやみに拵人として頭家に赴き、賄いや酒を食うような行為の差し止めを意図したものであり、拵人は番切で寄り合い、他番へ出向くことを禁じている。ここからも番が頭座の基礎的なまとまりであったことがうかがえるが、同時に隣家は「格別之事」とある点からは、番が地縁的なまとまりではないことがわかる。一方、「住吉御頭坐中名前帳写」などによれば、先述の伝七郎家とその別家はすべて同じ番（南番）である。他の家を見ても本家と別家と同じ番であることが一般的であるので、番は本家―別家関係によるまとまりであったと理解される。<sup>(31)</sup> なお、(iii)の二条目からは番が形骸化しつつあったこともうかがえる。

中老については、その役割として、(ii)で頭家が用意した餅白米や酒を改めたうえで受け取ること、(iii)の二条目で拵人が少ない場合に他番から呼び寄せることが規定されているが、それにとどまらず、(iii)に「中老差図之事」との表題が付けられ、末尾には中老が心得違いが

ないよう取り計らうとあるように、この儉約規定全体を監督することが求められている。その意味で中老は住吉頭の中心に位置する存在であったといえよう。こうした中老の存在形態については次の点が指摘できる。

①明治十一年（一八七八）の記録<sup>(32)</sup>からは、南・中・北の各番ごとに中老が五人ずついたことがわかる。

②明治二三年（一八九〇）の儉約規定<sup>(33)</sup>の中に「隠居雖、六十歳未満ニシテ、中老不勤メ隠居致候者へ配膳不致候事」とあること、戦後の覚書に「中老は其の組の中の戸主で年長者から順に就任する定め」と記されていることから、中老が頭座の家の当主の中から年齢順で選出されていたことがわかる。

③「御頭帳」からは、おそらく一八世紀後半に別家し、安永六年（一七七七）に新頭を勤めた新六家が、天保五年（一八三四）には中老を勤めていたことが確認でき、中老に就くことに本家か別家かという点が影響を与えていなかったことがうかがえる。

以上のことから、本家―別家関係による三つの番が頭座の基礎的なまとまりとして存在し、その内部では、頭座の家の当主の間で、本家・分家を問わず、年齢階梯

の秩序が形成され、その代表者たる中老（各番五人）が住吉頭全体を管掌していたと理解される。

## 上頭

最後に上頭についてみよう。表2は「御頭帳」などから上頭の内容を一覧にしたものである。この表からは、上頭とは、基本的に「御転・<sup>(殿)</sup>拝殿造立」（宝永六年）、「拝殿やねふき替」（元文五年）、「頭田銀弍貫弍百目ニ買取」（文化三年）などといった、住吉社や住吉頭の存立・維持に関わる費用を必要に応じて頭座が負担するものであり、頭座一人あたり数十匁を出銀したことがわかる。しかし一方で、それとは異質な頭座からの出願による上頭が寛政七年（一七九五）から確認され、一九世紀前半には頻出していることが注目される。これに関わって「御頭帳」の文政十一年のところには次のような記述がある。

頭人難渋之趣ヲ以座預ケ又ハ上頭杯願、新頭無之、  
頭人難渋之趣相聞申ニ付、当初寄合之節、御供所ヲ  
建、万事諸入用中老方へ受取、中老之差図ニ而、頭  
式至而<sup>(儉)</sup>檢約可致旨申渡候処、承知ニ付、御供所建

ここからは先述の出願が藩に認められ、御供所（調納屋）

表2 上頭の一覧

年月日	名目	人数	出銀額 (1人あたり)
元禄 8	?	11	?
元禄 12	?	3	?
宝永 6	御転(殿)・拝殿造立	22	?
正徳 2	?	5	?
享保 2	食継大重入用	1	?
享保 9	御転(殿)上葺	2	50 匁
享保 13	拝殿敷板敷替へ	9	50 匁
享保 17・6	拝殿敷物琉玖筵	1	?
元文元	御転(殿)やね繕、御転(殿)繕、頭椀百膳代	3	50 匁
元文 5	拝殿やねふき替	3	65 匁
寛保 4・2	御転(殿)繕并ニ玉垣広ケ	6	75 匁
延享 2・2	御転やね繕	1	75 匁
延享 4・正	御祓堂建之	3	60 匁
延享 4・2	幕式張	3	60 匁
寛延 4・6	拝殿修復	11	60 匁
宝暦 4・閏 2	拝殿修復	16	60 匁
宝暦 12・5	瑞籬	16	70 匁
明和 2・7	?	11	60 匁
明和 4・4	撞鐘堂造立	12	?
安永 4	頭之食器求之也	1	?
安永 4・8	?	1	?
安永 7・8	?	1	?
安永 8・正	?	1	?
安永 8・3・3	?	1	60 匁
天明 5・4	?	1	?
天明 6	頭延引ニ付過料	1	85 匁
寛政 6・正	?	1	?
寛政 7・2	★	1	60 匁
寛政 7	?	1	?
寛政 10・正	★	1	60 匁
寛政 11・正	★	1	60 匁
寛政 13・正	★	1	60 匁
享和 2・正	★	1	65 匁
文化 2	★	1	?
文化 3	★	1	?
文化 3・2	頭田銀 2 貫 200 目ニ買取	29	[14 人]70 匁 [7 人]60 匁 [5 人]50 匁 [2 人]40 匁 [1 人]30 匁
文化 4	★	1	60 匁
文化 15	★	1	60 匁
文政 4	★	1	60 匁
文政 10	★	1	60 匁
文政 10	★	1	60 匁
文政 11	御供所建	5	350 匁・250 匁・150 匁・ 100 匁・60 匁
天保 2	明神様御殿痛申ニ付諸普請	1	60 匁
天保 2・6	★カ	1	60 匁
天保 2	★カ	1	60 匁

年月日	名目	人数	出銀額 (1人あたり)
天保5	★カ	1	60 匁
天保8	?	1	?
天保8	★カ	1	60 匁
天保9	★カ	1	60 匁
天保9	★カ	1	60 匁
天保10	★カ	1	60 匁
天保12	★	1	60 匁
天保13・8・5	★カ	1	60 匁
天保13・8・10	★カ	1	60 匁
天保14	★カ	2	60 匁、20 匁
嘉永元	★カ	1	60 匁
嘉永3・9	繕入	7	[3人]100 匁 [4人]60 匁
嘉永5・12	★カ	1	60 匁
慶応3	新シキ幕三張拵らへ、神楽太鼓張かへ、上下四下り拵らへ	17	[1人]500 匁 [1人]350 匁 [9人]250 匁 [2人]150 匁 [1人]130 匁 [2人]100 匁 [1人]50 匁

注1、「住吉大明神御頭帳」[大歳306-1・2]、「住吉大明神銀預り帳」[大歳301]より作成。

2、★は頭座からの出願による上頭を示す。

3、明治期については省略した。

が建設されたことが確認できるが、同時に頭座が「頭人難渋」を理由に、座(頭株)の預け(頭座からの離脱)や上頭を願い出ている状況、あるいは頭座の別家が頭座に加わらない状況が生じていたことがわかる。頭座の出願による上頭とは、頭式における頭人の負担を忌避する行動のひとつだったのである。

ところで、「住吉大明神銀預り帳」や「住吉大明神諸払帳」<sup>(34)</sup>によれば、上頭銀は先述の足洗銀などともに庄屋によって出納が管理されている。またこれまでに掲げた「御頭帳」の記述からは、頭座の寄合の場で庄屋や村役人が発言力を有していたことがうかがえる。さらに先述したように、頭人は庄屋が指名していた。これらの点からは、住吉頭において庄屋・村役人も一定の権限を有していたことが知られる。

#### 小括―住吉頭の秩序と変容―

本節では一八世紀後半～一九世紀前半の住吉頭の実態をみてきたが、住吉頭の秩序と変容という点から整理し、改めて今後検討すべき論点を示しておきたい。

住吉頭は、本来的には特定の家筋からなる住吉社の頭

座（氏子）を担い手とし、直接的には頭座の家の当主に  
よって支えられていたが、彼らは本家―分家関係に基づ  
く番というまとまりを形成していた。この番の内部は年  
齡階梯秩序で成り立ち、その代表者である中老が住吉頭  
全体を管掌していた。しかし一方で、庄屋あるいは村役  
人も一定の権限を有していたのであり、基軸となる年齢  
階梯秩序に、庄屋・村役人の権威が絡み合っていた点に  
住吉頭の大きな特徴を見出すことができる。こうしたあ  
り方がもつ意味を明らかにしていくことが必要となる。

また、前節では、享保期以降に小高持・無高層の加入、  
あるいは擬制的に頭座の養子となることによる脇座の加  
入を伴いながら頭座が増えていったことが想定されると  
述べた。その一方で、遅くとも一八世紀末以降には、頭  
式に伴う振舞などに対する頭人の過重な負担が背景とな  
り、頭座の願い出による上頭の頻発ということに加えて、  
頭座が株を預けて頭座から離脱していったり、頭座の別  
家が頭座に加わらないという事態が生じていたことがう  
かがえる。こうした動向が総体として住吉頭の秩序にど  
のような変容を迫っていくのか、この点の検討も必要で  
ある。

#### むすびにかえて

第一節の小括で触れた住吉頭と村運営という論点につ  
いての補足を行ってむすびにかえたい。

「御頭帳」の天明二年（一七八二）のところには、「五  
月四日昼過る五日朝五つ時迄大風雨二而、田地一面二池  
のす二成り、田植不相成、頭百姓相談之上、五日約束之  
早乙女ハ六日ニ致、六日約束ハ七日ニ致シ、一日送りニ  
いたし候」とあり、頭百姓の相談で早乙女（田植神事か）  
と田植えが延期されたことが記されている。こうした事  
例などを踏まえ、拙稿<sup>(35)</sup>では一〇人ほどからなる頭百姓（頭  
分、十人衆とも呼ばれる）を村運営の中心的存在と把握し、  
同時に「住吉頭の代表者たる性格をもつ存在」と評価し  
た。しかし頭百姓の担い手は世襲的に勤める家もあるな  
ど一程度固定しており、年齢階梯を基軸とする住吉頭と  
はまったく異なる存在として把握すべきことが本稿で明  
らかとなった。この点を踏まえるならば、村運営の場を  
住吉頭・村役人・頭百姓それぞれの論理がせめぎ合う場  
として把握していくことが必要となつてこよう。

注

(1) 塚田孝「歴史学の方法をめぐる断想」(『身分論から歴史学を考える』校倉書房、二〇〇〇年)。吉田伸之「地域把握の方法」(『歴史学研究会編』現代歴史学の成果と課題 一九八〇—二〇〇〇年 II 国家像・社会像の変貌』青木書店、二〇〇三年)など。

(2) 町田哲『近世和泉の地域社会構造』山川出版社、二〇〇四年。

(3) 前掲、町田『近世和泉の地域社会構造』三ページ。

(4) 筆者は、拙稿「播州姫路藩における大庄屋と村」(『ヒストリア』一九三)、同「大庄屋」(森下徹編『身分的周縁と近世社会7 武士の周縁に生きる』吉川弘文館、二〇〇七年)において、一九世紀の新野辺村の社会構造を検討したことがある。しかしそれは、姫路藩の大庄屋が地域において如何なる存在であったのかを、新野辺組(新野辺村と周辺村々で構成)の大庄屋を勤めた大歳家と居村新野辺村との関係から考察するという課題設定に基づくものであった。よってあくまで大歳家との関係に偏重した社会構造分析であり、新野辺村の社会構造の総体的な把握としてはまったく不十分であった。その意味で、本稿は新野辺村の全体構造を解明するための第一歩でもある。

(5) 西谷勝也「祭祀と村落構造—頭屋の組織—」(『兵庫史学』一五・一六)。加古川市教育委員会編『加古川市の民俗』(一九八四年)。兼本雄三『近世村落祭祀の構造と変容』(岩田

書院、一九九八年)など。

(6) 「新野辺村明細帳」(新野辺町内会有文書、目録番号二八二)。なお、新野辺町内会有文書については、加古川市所蔵の写本版を利用させていただいた。

(7) 天明二年(一七八二)の「寺社明細帳」(大歳妙氏所蔵大歳家文書、目録番号二九五)によれば、新野辺村の住吉大明神社は、①「村中持」で「神主・別当・社僧・社人無御座候」、②社地は東西一八間・南北二四間で、その中に本殿(東西三尺・南北二尺)・拜殿・撞鐘堂・古祓納所・神供所・石鳥居などがあつた。なお、大歳家文書についても、加古川市所蔵の写本版を利用させていただいた。また、以下では、大歳家文書の目録番号を「大歳・二九五」というように記す。

(8) 「諸願之扣帳」(大歳・二一一—一八)。ただし、この史料は下書きであり数多く修正が加えられているが、煩雑になるのを避けるため、修正後のものだけを掲げた。修正は、細かな文言の修正ばかりで、修正の前後で内容が変えられているようなことはない。

(9) 「新野辺村明細帳」(新野辺町内会有文書、目録番号二八〇)。

(10) 「住吉大神御頭帳写」(大歳・三四八)。

(11) 「大歳・三〇六一—二二」。この「住吉大明神御頭帳」は、庄屋が頭人を順番に指名するために作成したものである。

(12) 年月日が明記されているのは元禄五年(一六九二)八月

一三日からであるが、その前に四七人の頭人の名前が記されている。

(13) 以下では、「氏子」ではなく、「頭座」と表記する。

(14) 頭座の隠居は彼らだけで吉祥頭を行っていた〔諸事控〕〔大歳・三四四〕。

(15) これに伴い、文化十一年(一八一四)に足洗銀四三匁が庄屋へ支払われている〔住吉大名明神銀預り帳〕〔大歳・三〇一〕。

(16) ただし、こうした場合、八太夫・九太夫とは異なり、頭座の養子となった脇座が別家となるのが一般的ではなかったかと考える。

(17) なお、「諸願之扣帳」からは、この願書の後に同様の願書が二度作成されていることがわかる。うち一通目は調納屋の移築願、二通目は「神道具入仮建」願の形になっている。したがって、確かなことは不明であるが、本節で検討してきた願書は何らかの理由で認められず、名目を変更して出願を繰り返した可能性が高い。ただし、後述の「御頭帳」の記述からみて、本節で検討した願書の内容が納屋設置の理由をもっとも忠実に示しているようである。

(18) 「御頭帳」には、寛延三年(一七五〇)八月一三日の頭人から、その家が次にいつ頭人を勤めたのが注記されるようになっていいる。これにより一八世紀後半以降については家ごとに頭人を勤めた時期を連続的に確認できる

ようになる。

(19) 念のために付け加えると、正月三日の頭式の頭人がいつもこうした別家によって担われるとは限らない。該当する別家がない場合は、以前のからの頭座が勤めたようである(図の次兵衛家が慶応四年正月三日の頭式の頭人を勤めているのがこれにあたる)。その場合、当然のことながら、新頭とは呼ばれない。

(20) 〔大歳・三五九—一〕。

(21) 「つき出し」は、先述の文政十一年の願書には「突出」とも表現されていたが、その意味は確認できていない。

(22) 前掲「諸事控」。

(23) 黒田寧氏所蔵黒田家文書にある戦後の覚書には、「頭式に要する餅、赤飯、御供等は御供所でこしらえる定めで、之に従事する人は身を潔めてから行<sup>(マク)</sup>う。赤飯の蒸し物は突出し三合ずつを一個とし、御供餅は切餅にし、正月と八月の両度、神社の周囲に幕を廻らし、午前三時から中老役が出勤して、一々名前と引合せて御神酒と御供を拝受人に対し中老役から夫々配布する」とある。この覚書には明治期(明治二十七年か)に廃止された住吉のあらましが史料に基づきながら記されているが、右の記述からは頭式に際する膳の振舞の具体像がうかがえる。

(24) 「此節頭家禁酒ニ相定候上者、壺底振舞無用ニ致候」とあるので、壺底振舞は頭家で行われていたのであろう。

(25) 「尤白米式斗ニ而體仕込可申事」とも記されている。

また「赤飯餅米壺升 宮ニ而入用也」ともあり、精進入に際しては住吉社に赤飯を供えたようである。

(26) 天保八年(一八三七)の「御年貢米算用之帳」〔大歳・七三―一〕によれば、この段階で五石余の頭田があり、そこを友次郎と善兵衛が耕作していたことがわかる。兩人はこの年の頭人ではないので、彼らは小作人であり、彼らから徴収する小作料が頭式の費用に充てられたと考えられる。

(27) 「住吉大明神御頭儉約規定書」〔大歳・三五九―二〕。こちらは頭座が連判した実物である。なお、ところどころに貼り紙で訂正や抹消が加えられているが、その意味は未詳である。

(28) 同時に「つき出しニ致し、壺ツ宛」とあった部分が、「重箱ニ入、壺重宛」と変えられている。

(29) (iii) の六条目も削除されている。

(30) 黒田家文書。ただし、戦後に写されたものである。

(31) ただし、一七世紀後半の確立時の番の構成原理、言い換えれば草創伝承にある新左衛門・甚左衛門・仁右衛門の「朋友」の内容については今後の課題である。

(32) 前掲「諸事控」。

(33) 前掲「諸事控」。

(34) 〔大歳・三〇二〕。

(35) 前掲、拙稿「大庄屋」。

〔追記〕所蔵史料の使用を認めていただいた大歳妙氏、黒田寧氏、新野辺第一町内会に末筆ながらお礼申し上げます。

(関西学院大学法学部非常勤講師)